

# 第5回分収造林事業のあり方検討委員会次第

日時：令和5年11月27日（月）15:00～16:30

場所：兵庫県庁第3号館6階 第1委員会室

## 1 開会

## 2 議事

(1) 検討委員会の体制強化

(2) 現状と今後の方向性

## 3 その他

## 4 閉会

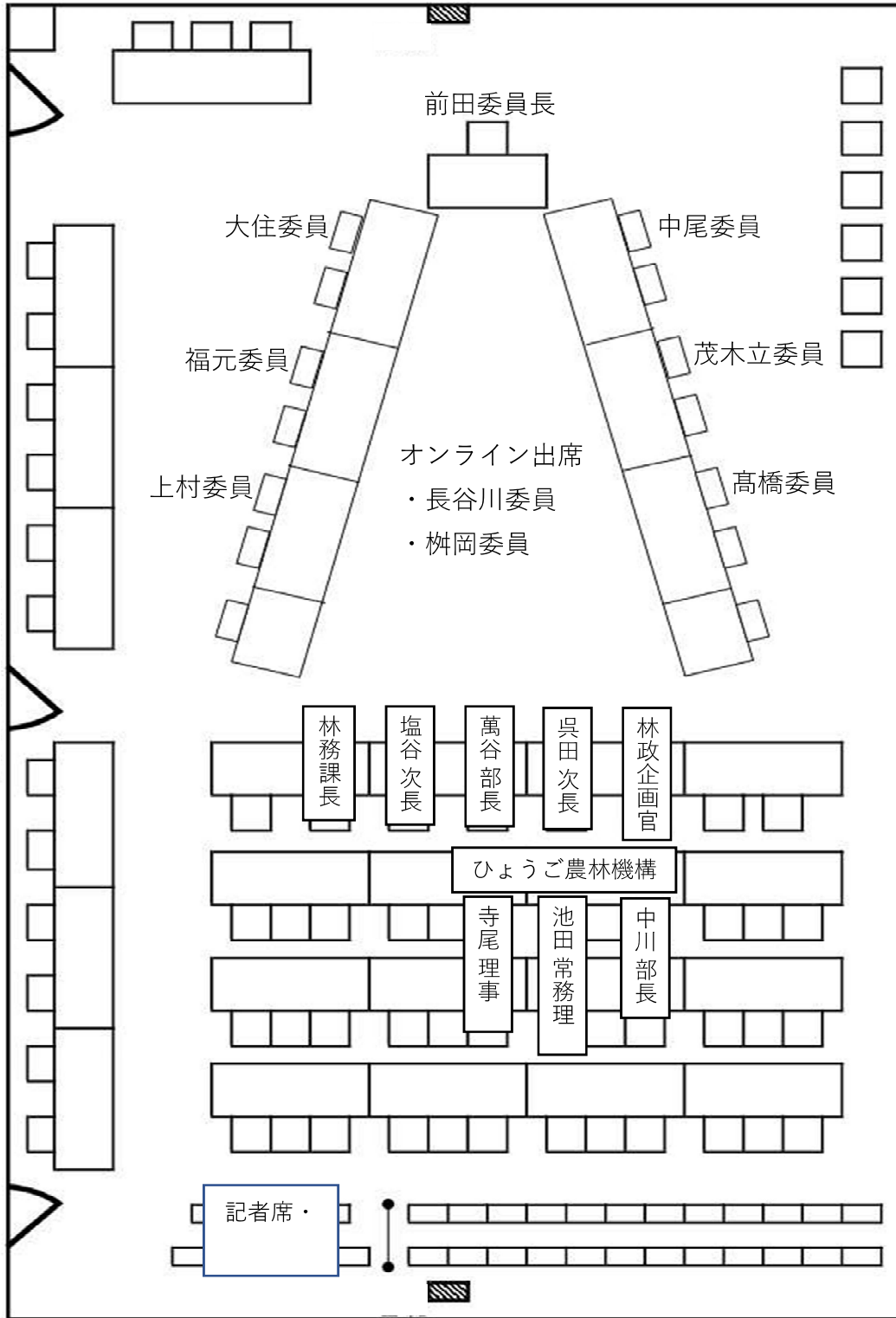
### （配付資料）

配席図・出席者名簿	資料1
検討委員会の体制強化	資料2
分収造林事業のあり方検討	資料3
検討スケジュール	資料4
分収造林事業のあり方検討委員会設置要綱	参考1
同委員会傍聴要領	参考2

第 5 回分収造林事業のあり方検討委員会 配席図

日時：令和5年11月27日（月）15:00～17:00

場所：県庁第3号館6F 第1委員会室



## 第 5 回分収造林事業のあり方検討委員会 出席者名簿

## 1 委員

氏 名	主 な 役 職	出 欠
長谷川 尚 史	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授	出席(オンライン)
大 住 克 博	鳥取大学農学部名誉教授	出 席
前 田 高 志	関西学院大学経済学部教授	出 席
茂 木 立 仁	弁護士	出 席
中 尾 志 都	公認会計士	出 席
枡 岡 望	日本土地山林(株)取締役山林部長	出席(オンライン)
福 元 晶 三	宍粟市長	出 席
庵 途 典 章	佐用郡佐用町長	欠 席
上 村 敏 之	関西学院大学経済学部教授	出 席
高 橋 潔 弘	公認会計士	出 席

## 2 事務局

氏 名	役 職
萬 谷 信 弘	兵庫県農林水産部長
呉 田 利 之	兵庫県農林水産部次長
塩 谷 嘉 宏	兵庫県農林水産部次長
峯 陽 治 郎	兵庫県農林水産部林務課長
明 石 康 一 郎	兵庫県農林水産部林務課林政企画官

## 3 オブザーバー

氏 名	役 職
寺 尾 俊 弘	(公社) ひょうご農林機構理事長
池 田 文 和	(公社) ひょうご農林機構常務理事 (経営担当)
中 川 幸 二	(公社) ひょうご農林機構森林緑化部長



# 検討委員会の体制強化 (委員追加、専門部会設置)

## 1 県政改革審議会での意見

- 分収造林事業のあり方検討委員会（以下「本委員会」）は、令和3年度包括外部監査における「存廃を含む事業のあり方について早急に検討すべき」の指摘を踏まえ、令和4年8月に設置。これまで4回にわたり本委員会を開催し、外部有識者による専門的見地からの議論を重ねてきた。
- こうした状況の中、令和5年度第1回県政改革審議会（R5.9.6開催）において、県政改革方針の令和4年度実施状況の県報告に対し、同審議会からひょうご農林機構が実施する分収造林事業について、以下のとおり意見が示された。

### 審議会意見（抜粋）

#### 3 令和4年度の実施に関する意見

##### (1) 財政運営

##### ③ 公営企業・公社等の運営

とりわけ、ひょうご農林機構の分収造林事業については、包括外部監査において、多額の債務超過に陥る可能性から深刻な状況と指摘され、外部有識者における検討が行われているところである。**事業の将来の収支見通し等を改めて算定し、分収造林事業の現状と見通しをつまびらかにされたい。**その結果如何によっては、今後の森づくりや県財政にも重大な影響を与えかねないため、**あらゆる観点からの点検と抜本的見直しが不可欠**である。今後、**委員会の検討結果を十分に踏まえつつ、適切に対応**されたい。

## 2 本委員会の体制強化（事務局案）

- 本委員会の**設置要綱を改正**し、以下のとおり**運営体制の強化**を図る。

### (1) 委員の追加

県政改革審議会会長 上村 敏之 様（関西学院大学経済学部教授）  
前兵庫県包括外部監査人 高橋 潔弘 様（RSM清和監査法人パートナー）

### (2) 専門部会（財務部会）の設置

分収造林事業の今後のあり方、将来収支を検討するにあたり、最適なファイナンスを議論するとともに、これまでの資金調達の経緯・債務の適切な処理方法を検討するため、本委員会に専門部会（財務部会）を設置

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる10人以内の委員で組織する。

（委員長）

第5条 略

2 略

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 略

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2～4 略

5 会議の座長は、委員長がこれに当たる。

6 略

（部会）

第7条 事業の財務状況全般に関する検証及び今後の事業のあり方を踏まえた債務整理方法について専門的な立場から検討、企画するため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

5 部会長及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

別表（第3条関係）

氏名	主な役職	氏名	主な役職
長谷川 尚史	京都大学フィールド科学教育センター准教授	梶岡 望	日本土地山林(株)取締役山林部長
大住 克博	鳥取大学農学部名誉教授	福元 晶三	宍粟市長
前田 高志	関西学院大学経済学部教授	庵途 典章	佐用町長
茂木立 仁	弁護士	上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
中尾 志都	公認会計士	高橋 潔弘	公認会計士



# 分収造林事業のあり方検討

## 1 現 状

### (1) 採算性

H28最終行革時の見込みとし、H29以降に取り組みを拡大している主伐実績等を踏まえた現在の木材価格・施業コストは、**大幅に乖離**

区 分		最終行革	考え方	実 勢	考え方
木材価格	スギ	29,600円/m <sup>3</sup>	奈良吉野地域等単価	<b>8,667円/m<sup>3</sup></b>	ヒノキ主伐価格から推計
	ヒノキ	18,200円/m <sup>3</sup>	県内木材市場単価	<b>9,864円/m<sup>3</sup></b>	H29～R1実績平均
施業コスト	皆伐	4,000円/m <sup>3</sup>	間伐コストから推計	<b>6,169円/m<sup>3</sup></b>	H29～R1実績平均
	間伐	5,500円/m <sup>3</sup>	H22森林・林業白書	<b>8,509円/m<sup>3</sup></b>	H30～R2実績平均

### (2) 森林区分

上記(1)の木材価格・施業コストを踏まえると、**簿価回収が可能な経済林は見込めない状況**

旧区分	新区分	概 要	面 積
経済林 (12,000ha)		簿価回収○、伐採経費回収○	0ha
環境林 (3,000ha)	伐採林	簿価回収×、伐採経費回収○ (実勢では、 <b>伐採経費を上回る収入</b> が見込まれる)	3,000ha
自然林 (5,000ha)	保育林	簿価回収×、伐採経費回収× (スギ等が <b>成林するが、実勢では収益</b> が見込めない)	12,000ha
	自然林	簿価回収×、伐採経費回収× (植栽木が既に枯損 ※2,000haはR5年度末で除地協定締結完了の見込)	5,000ha



## 2 現状を踏まえた方向性

### (1) 現状認識

- ◎ 分収造林契約地は、農林機構の管理により**森林の多面的機能を適正発揮**
- ◎ 分収造林契約地から供給される丸太は年間約3万m<sup>3</sup>を超え、**原木の安定供給に寄与**

#### 理由

- ・ 県内大災害発生時でも、**契約地内では山腹崩壊等の災害発生なし**
- ・ 主伐の拡大により、**原木供給量は年々増加**  
(H30:24千m<sup>3</sup>⇒R1:28千m<sup>3</sup>⇒R2:16千m<sup>3</sup>⇒R3:28千m<sup>3</sup>⇒R4:31千m<sup>3</sup>)

- × 当初想定した、分収収益で債務返済する**スキームは成立しておらず、実質的に破綻状態**
- × **早期の止血が不可欠であり、債務整理の実施が不可避**

#### 理由

- ・ 簿価回収の不可能な契約地が大宗を占めており、**事業継続しても借入金完済は不可能**
- ・ 今後の木材価格の大幅上昇は見込めず、**伐採収入増での収支改善は期待できない**
- ・ この状況では、事業継続に必要な資金(借換など)の**民間調達は極めて困難**

## 2 現状を踏まえた方向性

### (2) 事業収支見通し

**現状のまま事業継続した場合、**

**事業終了時(R105)の機構収支は▲695億円となる見込み**

※現状の事業スキームを継続した場合、さらに県支援419億円が必要  
(機構借入金利子補給等)

#### 【長期収支試算内訳】

区分	内 容	金額(億円)
収入	造林補助金、伐採収入、 借入金 等	8,963
支出	事業費、分収交付金、 償還金 等	9,658
	収支計	▲695

#### 【長期収支試算条件（第3回あり方検討委員会提示）】

- コ ス ト：実勢値（木材価格、施業コスト）
- 資 金 調 達：既往債務等は借換え[利率 1.5%(長プラ並)]
- 県 支 援：機構借入金利息⇒全額利子補給(5億円/年)
- 国 支 援：県無利子貸付、利子補給への特交措置継続
- 施 業：【現契約】2巡目主伐有り  
(環境林3千ha：主伐⇒再造林⇒保育⇒主伐)

# 長期収支試算結果

## 【農林機構が2巡目を実施するケース】

(単位：億円)

区分	施業内容	課題等	長期収支試算結果
<b>ケース①</b> <b>(2巡目主伐有り)</b> <b>【1巡目】</b> 主伐実施,分収割合8:2 <b>【2巡目】</b> 主伐後,裸地で返還 事業終了：R105 事業期間：161年間	<b>【1巡目】</b> ヒノキ50～70年、スギ80年で主伐し、収益の2割を所有者に分収 <b>【2巡目】</b> 再造林から次期主伐まで管理し、スギ、ヒノキとも45年生で主伐した後、裸地で返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐採林3千haは、2巡目終了時に裸地で返還</li> <li>・ 所有者が再造林を行わなければ、災害発生リスク大</li> <li>・ 事業期間が超長期化</li> </ul>	機構収入 8,963 機構支出 9,658 <b>収支計 ▲695</b>
<b>ケース②</b> <b>(2巡目主伐無し)</b> <b>【1巡目】</b> 主伐実施,分収割合8:2 <b>【2巡目】</b> 主伐せず森林で返還 事業終了：R105 事業期間：161年間	<b>【1巡目】</b> ヒノキ50～70年、スギ80年で主伐し、収益の2割を所有者に分収 <b>【2巡目】</b> スギ、ヒノキとも45年生の森林で返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2巡目の主伐を実施しない分収造林事業への批判を受ける可能性</li> <li>・ 2巡目も投資経費の回収困難</li> <li>・ 事業期間が超長期化</li> </ul>	機構収入 8,850 機構支出 9,561 <b>収支計 ▲711</b>
<b>ケース③</b> <b>(2巡目10年間保育)</b> <b>【1巡目】</b> 主伐実施,分収割合8:2 <b>【2巡目】</b> 再造林,10年保育後返還 事業終了：R70 事業期間：126年間	<b>【1巡目】</b> ヒノキ50～70年、スギ80年で主伐し、収益の2割を所有者に分収 <b>【2巡目】</b> 再造林後、10年間※の保育(下刈)を実施し、所有者に返還 ※ 獣害被害を受けにくい高さまで成長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2巡目について、10年間の保育管理契約を改めて締結することが必要</li> </ul>	機構収入 8,791 機構支出 9,498 <b>収支計 ▲707</b>

## 【農林機構が2巡目を実施しないケース】

(単位：億円)

区 分	施業内容	課題等	長期収支試算結果
<b>ケース④</b> <b>(1巡目主伐のみ)</b> <b>【1巡目】</b> 主伐実施 分収割合6:4要契約変更 事業終了：R60 事業期間：116年間	<b>【1巡目】</b> ヒノキ50～70年、スギ80年で主伐し、収益の4割を所有者に分収	<ul style="list-style-type: none"> <li>主伐後に再造林を行う現契約の変更必要</li> <li>分収割合を当初の割合に戻すことが必要</li> <li>再造林されず災害発生リスクが拡大</li> </ul>	機構収入 8,751 機構支出 9,445 <b>収支計 ▲694</b>
<b>ケース⑤</b> <b>(2巡目県支援)</b> <b>【1巡目】</b> 主伐実施 分収割合6:4要契約変更 <b>【2巡目】</b> 県支援で所有者が再造林 事業終了：R60 事業期間：116年間	<b>【1巡目】</b> ヒノキ50～70年、スギ80年で主伐し、収益の4割を所有者に分収  <b>【2巡目】</b> 県が上乘せ支援し、所有者が再造林、以後、所有者が保育を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>主伐後に再造林を行う現契約の変更必要</li> <li>分収割合を当初の割合に戻すことが必要</li> </ul>	機構収入 8,814 機構支出 9,508 <b>収支計 ▲694</b>
<b>ケース⑥</b> <b>(主伐見合せ)</b> <b>【1巡目】</b> 主伐見合せ 分収割合8:2 契約満期で森林返還 事業終了：R60 事業期間：116年間	<b>【1巡目】</b> 材価等を踏まえ主伐を当面見合わせ、契約満期を迎えた場合、所有者へ返還 (2巡目実施を回避する案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「主伐を全くしない」とすると、分収造林ではないとの批判を受ける可能性</li> </ul>	機構収入 8,718 機構支出 9,437 <b>収支計 ▲719</b>

## 2 現状を踏まえた方向性

### (3)今後の方向性

施業方針 6 案での長期収支見通しでは、いずれも、機構の収支不足額が 700億円前後となる見込み

⇒**現スキームでの事業継続は事実上不可**

案	概要	終了年度 (事業期間)	長期収支 (億円)
ケース① 2巡目主伐有り	1巡目：主伐後、再造林 2巡目：主伐後、裸地返還	R105年 (161年間)	▲695
ケース② 2巡目主伐無し	1巡目：主伐後、再造林 2巡目：主伐せず森林返還	R105年 (161年間)	▲711
ケース③ 2巡目10年保育	1巡目：主伐実施 2巡目：10年保育後返還	R70年 (126年間)	▲707
ケース④ 1巡目主伐のみ	1巡目：主伐後、裸地返還 2巡目：再造林無し(天然更新)	R60年 (116年間)	▲694
ケース⑤ 2巡目県支援	1巡目：主伐後、裸地返還 2巡目：県支援で所有者再造林	R60年 (116年間)	▲694
ケース⑥ 1巡目主伐見合せ	1巡目：主伐せず森林返還	R60年 (116年間)	▲718

**①県民負担の軽減（県財政への影響を考慮）と②森林の多面的機能の維持等を考慮した森林管理**の両面から適切なあり方を検討

## 議題1 債務整理

### (1) 考え方

- ・ 当初想定した、分収収益で債務返済するスキームは成立しておらず、**実質的に破綻状態**
- ・ 早期の止血が不可欠であり、**債務整理の実施が不可避**

県の財政支援により**債務整理を実施**（県財政への影響を考慮）

### (2) 対応案

- 借入金ごとの性質を踏まえた**債務処理方策の検討**
- 上記債務処理方策を踏まえた**適切な債務整理手法の検討**

※ 財務部会で議論・検討 ⇒ 次回、第6回あり方検討委員会で報告

ひょうご農林機構  
借入金の状況  
(R4年度末)

※ ( ) 書きは分収育  
林分45億円を含む

借入先	金額
兵庫県	23億円
公庫	288億円
民間金融機関	371億円(416億円)
計	682億円(727億円)

## 【参考】分収造林事業 決算状況（R4年度末）

### 貸借対照表

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	25	流動負債	5
固定資産	675	<b>短期借入金</b>	<b>2</b>
特定資産	15	上記以外	3
その他固定資産	660	固定負債	694
<b>森林資産</b>	<b>625</b>	<b>長期借入金</b>	<b>680</b>
上記以外	35	上記以外	14
		正味財産	1
<b>資産合計</b>	<b>700</b>	<b>負債及び正味財産 合計</b>	<b>700</b>

#### ※ひょうご農林機構HP公表状況

- ・公益目的事業6会計、収益事業等3会計 計9会計で管理しており、分収造林事業会計単独での財務諸表は公表されていない

#### ※森林資産

- ・林業公社会計基準にもとづき、森林整備に要した費用からその森林整備に係る収入を差し引いた価額の累積をもって取得原価とし、その取得原価を基礎に計上

## 議題2 債務整理後の森林管理

### (1) 施業方針

#### ■考え方

- ・ **分収造林事業としては収束**の方向
- ・ 森林の多面的機能を維持するため、**公益的見地からの必要最低限の施業**に転換
- ・ **多様な主体による管理**を検討



#### ■対応案

- 全977契約地ごとに、例えば、**①伐採収益の有無**や、**②造林補助金の適用可否（立地条件、面積）**等を精査・類型化し、それぞれに適切な**森林管理スキーム案を策定** ⇒ 次回、第6回あり方検討委員会で議論

<新たな森林管理スキーム案（たたき台）>

区 分	管 理 方 針
伐採収益が見込める契約地	多様な管理主体により、所有者負担で森林管理を継続
伐採収益が見込めない契約地	公的管理により森林機能を維持



## (2) 体制の見直し

### ■ 考え方

- ・ 今後の債務整理等を踏まえ、**現体制の抜本的な見直し**は不可避
- ・ 分収造林**事業の収束**を図りつつ、**新たな森林管理スキームを実現**できる体制が必要

### ■ 現農林機構の抜本的見直し案

- **①農業部門を分離する分割再編案と②林業部門を分離する県営化（外部委託）案を比較検討**

### ■ 比較検討

区分	①現機構分割再編	②県営化
概要	農業部門を分離し、林業部門を新名称で再編	県に事業を譲渡し、県が森林管理を実施
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約変更・登記費用等の追加コスト不要</li> <li>・ 既存人員や蓄積ノウハウ等が活用可能</li> <li>・ 分収造林会計等の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民に方針転換等が伝わりやすい</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務整理後は、自立経営が求められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約変更・登記費用、<b>県職員費</b>等のコスト発生</li> <li>・ 県には直営実施可能な体制がない</li> <li>・ 機構職員の雇用対策必要</li> </ul>
コスト	低	中（①+約8億円） （契約・登記変更+2億円,消費税+1億円） （県職員費+5億円(R7~R60)）

<参考：他府県の状況> ※「◎」:三セク債活用(10府県)

現時点で、分収造林事業を廃止した府県はない（群馬県：事業廃止を目指したが、実現せず）

区 分		内 容	
公社解散	団体営 (1 県)	<b>群馬(H25◎)</b> ※事業廃止に向け全契約の解約を目指したが、解約は3千ha/5千haに止まったため、他公社へ人員体制も含めて事業譲渡	
	県営	直 営 (5県)	岩手(H19)、栃木(H25◎)、神奈川(H22◎)、 <b>山梨(H28◎)</b> 、 奈良(H28◎) ※山梨、青森、福井へヒアリング 県行造林事業等との一体管理による効率化を理由に県営化を選択 ⇒ <u>本県の県行造林事業は全契約が期間満了済み</u>
		委 託 (8府県)	<b>青森(H25◎)</b> 、茨城(H22)、 <b>福井(H25)</b> 、愛知(H25◎)、 京都(H26◎)、広島(H27◎)、愛媛(S55)※、大分(H19) ※愛媛(直営28ha,委託51ha)
公社存続	公社継続実施 【債務整理】 (2県)	<b>宮城(H25◎)</b> 、 <b>滋賀(H22)</b>	
	公社継続実施 【経営改善】 (22都県)	秋田、山形、福島、埼玉、東京、新潟、石川、富山、長野、岐阜、 <b>兵庫</b> 、和歌山、 鳥取、島根、岡山、山口、徳島、高知、長崎、宮崎、熊本、鹿児島	

※ 千葉県・静岡県・三重県・大阪府・香川県・福岡県・佐賀県・沖縄県（8県）は林業公社の設置なし

回次	開催日	検討事項
第1回	R4.8.31	・分収造林事業の現状と課題
第2回	R4.10.13	・現地調査（和田山木材市場，分収造林契約地（養父市畑，三谷），日本土地山林(株)所有林）
第3回	R5.1.12	・他府県の分収造林事業の状況 ・今後の施業の方向性 ・長期収支予測の算定条件
第4回	R5.7.7	・第3回委員会までのふり返り ・他府県の取組に関する報告
第5回	R5.11.27	・事業の実施方針（長期収支・県財政負担） ・組織体制のあり方
専門部会①	（調整中）	・過去のファイナンスの検証
専門部会②	（R6.1月）	・債務処理方針案の妥当性の検証
第6回	（R6.1月）	・専門部会報告 ・森林管理のあり方
第7回	（R6.3月）	・委員会報告書（原案）検討
第8回	（R6.5月）	・委員会報告書の決定

## 分収造林事業のあり方検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条及び第10条第2号の規定に基づき、県事業の実施機関として公益社団法人ひょうご農林機構が実施する分収造林事業（以下「事業」という。）の長期収支や県財政負担への影響分析を行い、それらを踏まえた今後の実施方針等を議論するに当たり、専門的見地からの提言を得るため、分収造林事業のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の長期収支や県財政負担への影響分析
- (2) 事業の実施方針
- (3) その他事業の実施方針に応じた組織体制のあり方等、ひょうご農林機構関係部門の運営に関する重要事項

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる10人以内の委員で組織する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、委員会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議の座長は、委員長がこれに当たる。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (部会)

第7条 事業の財務状況全般に関する検証及び今後の事業のあり方を踏まえた債務整理方法について専門的な立場から検討、企画するため、委員会に専門部会（以下「部会」

という。)を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

#### (謝金)

第8条 委員(大学教育職以外の県の職員である委員を除く。)が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

#### (旅費)

第9条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

#### (庶務)

第10条 委員会の庶務は、農林水産部林務課及び財務部財政課において処理する。

#### (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年11月16日から施行する。

##### (この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

##### (招集の特例)

- 4 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

## 別表（第3条関係）

氏名	主な役職
長谷川 尚 史	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授
大 住 克 博	鳥取大学農学部名誉教授
前 田 高 志	関西学院大学経済学部教授
茂木立 仁	弁護士
中 尾 志 都	公認会計士
枅 岡 望	日本土地山林(株)取締役山林部長
福 元 晶 三	宍粟市長
庵 途 典 章	佐用郡佐用町長
上 村 敏 之	関西学院大学経済学部教授
高 橋 潔 弘	公認会計士

## 分収造林事業のあり方検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、分収造林事業のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第10条の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開又は非公開の決定)

第2条 会議の公開又は非公開の決定は、委員長が、委員会に諮って行うものとする。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催は、非公開とする場合を除き、会議の6日前までに公表するものとする。

2 公表内容は、会議の名称、日時、場所、議題、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第4条 傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、委員長が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、傍聴人受付簿（様式第1号）に必要事項を記入の上、申し出なければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、会議室において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。

(事務局員の指示)

第10条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならない。

(退場しなければならない場合)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が、会議の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が、この要領の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年8月31日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の公開又は非公開等の決定の特例)

- 3 この要領の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第2条の規定にかかわらず会議を公開し、第5条の規定にかかわらず傍聴人の定員を10名とする。



(様式第1号)

### 傍聴人受付簿

令和 年 月 日開催  
分収造林事業のあり方検討委員会

住 所	氏 名

(様式第2号)

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	
撮影等の目的	
撮影者等の 氏名・住所	
フラッシュ 使用等の有無	有 ・ 無
備考	
<p>上記のとおりご許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>分収造林事業のあり方検討委員会委員長 様</p> <p>申込者 住所</p> <p>氏名</p>	